上記のとおり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律によって支給します。

平成　　年　　月　　日

知　事

市　長　　印

（3ページ）

支払金融機関		
支払方法	支払金融機関名	口座番号
口座振替		
送金		
口座振替		
送金	（平成　年　月　日変更）	
口座振替		
送金	（平成　年　月　日変更）	
口座振替		
送金	（平成　年　月　日変更）	
住所		
〒　—		
〒　—	（平成　年　月　日変更）	
〒　—	（平成　年　月　日変更）	
〒　—	（平成　年　月　日変更）	
記事		

（独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三十条　独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号を削る。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三十一条　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第二十条第一項第十一号を次のように改める。

十一　削除

（独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三十二条　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第二十条第一項第九号を次のように改める。

九　削除

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第三十三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十八第一項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長」に改める。

第三十四条の六十二第一項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加える。

第六十八条の四第二項中「法第五十一の十四第七項」を「法第五十一条の十四第七項」に、「法第五十一の十七第六項」を「法第五十一条の十七第六項」に改め、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第七十条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を

第三十五条第一項及び第二項	市町村等
第四十条	指定都市
第四十五条第一項及び第二項	
第四十七条第一項及び第二項	
第四十八条第一項及び第三項	
第四十九条	
第五十条第一項	
第六十五条第一項及び第二項	

を

「

第三十四条の二十九	厚生労働大臣
第三十四条の三十	
第三十五条第一項及び第二項	市町村等
第四十条	指定都市
第四十五条第一項及び第二項	
第四十七条第一項及び第二項	
第四十八条第一項及び第三項	
第四十九条	
第五十条第一項	
第六十五条第一項及び第二項	

」

厚生労働大臣又は都道府県知事	

」

に改める。